

平成 28 年 12 月

第 20 回尼崎市議会定例会議案

目 次

< 予算 >

議案第 1 2 5 号 平成 2 8 年度尼崎市一般会計補正予算（第 4 号）

< 条例 >

議案第 1 2 6 号 尼崎市職員退職手当支給条例及び尼崎市教育職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 1 2 7 号 尼崎市立幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 1 2 8 号 尼崎市立健康の家の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について

議案第 1 2 9 号 尼崎市立地区会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 1 3 0 号 尼崎市役所支所設置条例の一部を改正する条例について

< その他 >

議案第 1 3 1 号 工事請負契約について（本庁舎（南館・議会棟）耐震補強等工事）

議案第 1 3 2 号 指定管理者の指定について（尼崎市立社会体育施設）

議案第 1 3 3 号 建物の譲与について

議案第 1 3 4 号 指定管理者の指定について（尼崎市立すこやかプラザ）

議案第 1 3 5 号 指定管理者の指定について（尼崎市立美方高原自然の家）

議案第 1 3 6 号 指定管理者の指定について（尼崎市立地区会館の一部）

議案第 1 3 7 号 指定管理者の指定について（尼崎市立大庄地区会館）

議案第 1 3 8 号 訴えの提起について（不当利得返還請求事件）

議案第 1 3 9 号 市道路線の認定、変更及び廃止について

議案第 1 4 0 号 指定管理者の指定について（記念公園）

議案第 1 4 1 号 指定管理者の指定について（橘公園、小田南公園、西向島公園及び猪名川公園並びに尼崎市立魚つり公園（軟式野球場及び多目的運動広場に限る。））

予 算

議案第 1 2 5 号

平成 2 8 年度尼崎市一般会計補正予算（第 4 号）

平成 2 8 年度尼崎市の一般会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6 0 , 5 8 8 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 1 1 , 6 6 3 , 9 7 2 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表債務負担行為補正」による。

（市債の補正）

第 4 条 市債の変更は、「第 4 表市債補正」による。

平成 2 8 年 1 2 月 6 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

第1表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
20 地方交付税		12,886,067	9,027	12,895,094
	05 地方交付税	12,886,067	9,027	12,895,094
40 国庫支出金		47,151,523	20,961	47,172,484
	10 国庫補助金	5,965,178	20,961	5,986,139
75 市 債		25,265,700	30,600	25,296,300
	05 市 債	25,265,700	30,600	25,296,300
歳入合計		211,603,384	60,588	211,663,972

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
15 民生費		99,920,594	57,873	99,978,467
	05 社会福祉費	38,622,758	19,604	38,642,362
	10 児童福祉費	24,878,166	38,269	24,916,435
25 労働費		150,064	2,715	152,779
	10 労働諸費	150,064	2,715	152,779
歳出合計		211,603,384	60,588	211,663,972

第2表 繰越明許費補正

(単位 千円)

追 加

款	項	事業名	金額
40 土木費	20 河川水路費	抽水場整備事業	95,000

第3表 債務負担行為補正

(単位 千円)

追 加

事項	期間	限度額
障害者福祉総合システム運用事業	平成29年度	19,000
児童ホーム整備事業	平成29年度	4,500
給食調理業務委託事業	平成29年度	80,000
小学校各種施設整備事業	平成29年度	36,000

第4表 市債補正

(単位 千円)

変 更

起債の目的	補正前	補正後
社会福祉施設整備事業費	限度額 347,100	限度額 376,600

一 般 会 計

予 算 説 明 書

(補 正 4 号)

議125-6

1 歳入歳出予算事項別明細書

歳 入

20 地方交付税

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
20 款 地方交付税	12,886,067	9,027	12,895,094			
05 項 地方交付税	12,886,067	9,027	12,895,094			
05 目 地方交付税	12,886,067	9,027	12,895,094	地方交付税	9,027	○ (企画財政局) 補正財源として地方交付税を補正 9,027

歳 入

40 国庫支出金

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
40 款 国庫支出金	47,151,523	20,961	47,172,484			
10 項 国庫補助金	5,965,178	20,961	5,986,139			
15 目 民生費補助金	3,619,780	19,604	3,639,384	地域介護・ 福祉空間整 備等交付金	19,604	○ (健康福祉局) 補助率 10/10 介護ロボットの導入に係る補助の実施に伴 う補正 19,604
25 目 労働費補助金	-	1,357	1,357	地方創生推 進交付金	1,357	○ (経済環境局) 補助率 1/2 中小企業奨学金返済支援制度の実施に伴う 補正 1,357

議125-8

歳 入
75 市 債

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
75 款 市 債	25,265,700	30,600	25,296,300			
05 項 市 債	25,265,700	30,600	25,296,300			
15 目 民 生 債	670,600	30,600	701,200	社会福祉施設整備事業債	30,600	○ (こども青少年本部事務局) 社会福祉施設の建替に係る補助の実施に伴う補正 30,600

歳 出

15 民生費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
15 款 民生費	99,920,594	57,873	99,978,467	特定財源 50,204 一般財源 7,669			
05 項 社会福祉費	38,622,758	19,604	38,642,362	特定財源 19,604 一般財源 0			
20 目 老人福祉費	1,754,892	19,604	1,774,496	国庫支出金 19,604	19 負担金、補 助及び交付 金	19,604	○ 地域介護・福祉空間整備等事業費（健康福祉 局） 介護ロボットの導入に係る補助の実施に伴う 補正

歳 出

25 労働費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
25 款 労働費	150,064	2,715	152,779	特定財源 1,357 一般財源 1,358			
10 項 労働諸費	150,064	2,715	152,779	特定財源 1,357 一般財源 1,358			
05 目 労 政 費	150,064	2,715	152,779	国庫支出金 1,357 一般財源 1,358	19 負担金、補 助及び交付 金	2,715	○ 中小企業奨学金返済支援制度事業費（経済環 境局） 地方創生推進交付金を活用した中小企業奨学 金返済支援制度の実施に伴う補正

2 繰越明許費明細書

(単位 千円)

追 加

款	項	目	事業名	金額	繰越理由
40 土木費	20 河川水路費	25 抽水場費	抽水場整備事業	95,000	入札不調による再入札に伴い、工事の年度内完了が見込めないため

3 債務負担行為で平成29年度以降にわたるものについての平成27年度末までの支出額及び平成28年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位 千円)

追 加

事 項	限 度 額	平成27年度末までの 支 出 額		平成28年度以降の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			摘 要	
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源				
						国県支出金	市 債	その他		一般財源
障害者福祉総合システム 運 用 事 業	19,000			平成29年度まで	19,000				19,000	
児 童 ホ ー ム 整 備 事 業	4,500			平成29年度まで	4,500		3,600		900	
給食調理業務委託事業	80,000			平成29年度まで	80,000				80,000	
小学校各種施設整備事業	36,000			平成29年度まで	36,000		27,000		9,000	

4 市債の平成26年度末及び平成27年度末における現在高並びに平成28年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位 千円)

区 分	平成26年度末現在高	平成27年度末現在高	平成28年度中増減見込み		平成28年度末 現在高見込額
			平成28年度中 起債見込額	平成28年度中 元金償還見込額	
普通債	149,811,911	149,360,296	17,437,400	16,420,405	150,377,291
土 木	55,516,724	50,277,338	6,492,600	6,717,085	50,052,853
教 育	40,649,011	48,361,299	6,059,000	4,028,655	50,391,644
市 営 住 宅	17,934,267	16,941,486	1,157,900	2,127,410	15,971,976
住 宅 資 金 貸 付	32,313	24,302	-	12,028	12,274
総 務	179,233	424,303	1,880,200	20,339	2,284,164
民 生	6,442,802	6,619,205	848,500	622,151	6,845,554
衛 生	20,734,234	19,142,667	686,100	1,606,636	18,222,131
労 働	1,400	1,000	-	400	600
商 工	225,997	150,945	-	26,826	124,119
消 防	2,550,925	2,299,063	313,100	356,378	2,255,785
企業会計等出資金	5,545,005	5,118,688	-	902,497	4,216,191
災 害 復 旧 債	12,080	15,033	-	452	14,581
土 木	9,800	13,200	-	-	13,200
その他公共施設等	2,280	1,833	-	452	1,381
そ の 他	96,109,358	99,294,125	8,904,600	7,418,775	100,779,950
減 税 補 て ん 債	3,904,378	3,344,866	-	568,190	2,776,676
臨 時 税 収 補 て ん 債	654,666	440,772	-	218,193	222,579
臨 時 財 政 対 策 債	73,922,551	79,287,252	8,904,600	5,094,837	83,097,015
退 職 手 当 債	13,280,148	12,260,150	-	1,151,025	11,109,125
減 収 補 て ん 債	4,347,615	3,961,085	-	386,530	3,574,555
合 計	245,933,349	248,669,454	26,342,000	23,839,632	251,171,822

条 例

議案第 1 2 6 号

尼崎市職員退職手当支給条例及び尼崎市教育職員の退職手当
に関する条例の一部を改正する条例について

尼崎市職員退職手当支給条例及び尼崎市教育職員の退職手当に関する
条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 2 8 年 1 2 月 6 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市職員退職手当支給条例及び尼崎市教育職員の退職手当
に関する条例の一部を改正する条例

(尼崎市職員退職手当支給条例の一部改正)

第 1 条 尼崎市職員退職手当支給条例 (昭和 2 4 年尼崎市条例第 3 7
号) の一部を次のように改正する。

第 8 条第 5 項中「、その者が退職の際従事していた本市の事務を同法第 5 条第 1 項に規定する適用事業と」を削り、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同項第 2 号中「第 3 7 条の 4 第 3 項前段」を「第 3 7 条の 4 第 3 項」に改め、同条第 6 項中「、その者が退職の際従事していた本市の事務を同法第 5 条第 1 項に規定する適用事業と」を削り、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同条第 1 1 項中「定める」を「規定する」に、「各号の規定」を「各号のいずれか」に改め、「それぞれ」を削り、「掲げる」を「定める」に、「又は広域求職活動費」を「又は求職活動支援費」に改め、同項第 1 号中「第 3 6 条第 1 項」を「第 1 5 条第 3 項ただし書」に改め、「公共職業訓練等」の次に「(次号及び第 5 号において「公共職業訓練等」という。)」を加え、「同条第 4 項に規定する」を「同法の規定による」に改め、同項第 2 号中「前号に規定する」を削り、「第 3 6 条第 4 項に規定する」を「の規定による」に改め、同項第 3 号中「求職」を「、求職」に、「第 3 7 条第 3 項に規定する」を「の規定による」に、「日額」を「額」に改め、同項第 4 号中「第 5 6 条の 3 第 3 項に規定する」を「の規定による」に改め、同項第 5 号中「同法第 5 8 条第 1 項に規定する」を削り、「同条第 2 項に規定

する」を「同法の規定による」に改め、同項第6号を次のように改める。

- (6) 求職活動に伴い雇用保険法第59条第1項各号のいずれかに該当する行為をする者 同法の規定による求職活動支援費の額に相当する金額

第8条第12項から第14項までの規定中「掲げる」を「定める額」に改め、同条第15項中「規定は、」の次に「第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者（第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けた者であって、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して1年を経過していないものを含む。）及び」を加え、「これら」を「第7項又は第8項」に、「第11項各号列記以外の部分」を「第11項」に改める。

（尼崎市教育職員の退職手当に関する条例の一部改正）

第2条 尼崎市教育職員の退職手当に関する条例（昭和35年尼崎市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第10条第5項中「、その者が退職の際従事していた本市の事務を同法第5条第1項に規定する適用事業と」を削り、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同項第2号中「第37条の4第3項前段」を「第37条の4第3項」に改め、同条第6項中「、その者が退職の際従事していた本市の事務を同法第5条第1項に規定する適用事業と」を削り、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同条第11項中「定める」を「規定する」に、「各号の規定」を「各号のいずれか」に改め、「それぞれ」を削り、「掲げる」を「定める」に、「又は広域求職活動費」を「又は求職活動支援費」に改め、同項第1号中「第36条第1項」を「第15条第3項ただし書」に改め、「公共職業訓練等」の次に「（次号及び第5号において「公共職業訓練等」という。）」を加え、「同条第4項に規定する」を「同法の規定による」に改め、同項第2号中「前号に規定する」を削り、「第36条第4項に規定する」を「の規定による」に改め、同項第3号中「求職」を「、求職」に、「第37条第3項に規定する」

を「の規定による」に、「日額」を「額」に改め、同項第4号中「第56条の3第3項に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「同法第58条第1項に規定する」を削り、「同条第2項に規定する」を「同法の規定による」に改め、同項第6号を次のように改める。

- (6) 求職活動に伴い雇用保険法第59条第1項各号のいずれかに該当する行為をする者 同法の規定による求職活動支援費の額に相当する金額

第10条第12項から第14項までの規定中「掲げる」を「定める額の」に改め、同条第15項中「規定は、」の次に「第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者（第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けた者であって、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して1年を経過していないものを含む。）及び」を加え、「これら」を「第7項又は第8項」に、「第11項各号列記以外の部分」を「第11項」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。

(職員の退職手当に関する経過措置)

- 2 退職職員（退職した尼崎市職員退職手当支給条例（以下「職員退職手当条例」という。）第1条第1項に規定する職員をいう。以下同じ。）で当該退職職員が退職の際従事していた本市の事務を雇用保険法（昭和49年法律第116号）第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば雇用保険法等の一部を改正する法律（平成28年法律第17号）第2条の規定による改正前の雇用保険法（以下「改正前の雇用保険法」という。）第6条第1号に該当するものについて第1条の規定による改正後の職員退職手当条例（以下「改正後の職員退職手当条例」という。）第8条第5項又は第6項の勤続期間を計算する場合における職員退職手当条例第10条の規定の適用については、同条第1項中「在職期間」とあるのは「在職期間（雇用保険法等の一部を

改正する法律（平成28年法律第17号）の施行の日（以下「雇用保険法改正法施行日」という。）前の在職期間を有する者（以下「雇用保険法改正法施行日以後の職員としての引き続いた在職期間」と、同条第2項中「月数」とあるのは「月数（雇用保険法改正法施行日前の在職期間を有する者（以下「雇用保険法改正法施行日の属する月から退職した日の属する月までの月数（退職した日が雇用保険法改正法施行日前である場合にあっては、0）」とする。））」とする。

- 3 改正後の職員退職手当条例第8条第11項（第6号に係る部分に限り、同条第15項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定は、退職職員で求職活動に伴いこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に同号に規定する行為（当該行為に関し、第1条の規定による改正前の職員退職手当条例（以下「改正前の職員退職手当条例」という。）第8条第11項の規定により改正前の雇用保険法の規定による広域求職活動費（以下「広域求職活動費」という。）に相当する退職手当が支給されている場合における当該行為を除く。）をしたもの（施行日前1年以内に改正前の職員退職手当条例第8条第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となった者で施行日以後に改正後の職員退職手当条例第8条第5項から第8項までの規定による退職手当の支給を受けることができる者となっていないものを除く。）について適用し、退職職員で施行日前に公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をしたものに対する広域求職活動費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。
- 4 改正後の職員退職手当条例第8条第15項において読み替えて準用する同条第11項（第4号に係る部分に限る。）の規定は、退職職員で施行日以後に職業に就いたものについて適用し、退職職員で施行日前に職業に就いたものに対する改正前の雇用保険法の規定による就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。
- 5 施行日前に改正前の職員退職手当条例第8条第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となった者（施行日

以後に改正後の職員退職手当条例第8条第5項から第8項までの規定による退職手当の支給を受けることができる者となった者を除く。)に対する雇用保険法の規定による移転費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

(教育職員の退職手当に関する経過措置)

6 退職教育職員(退職した尼崎市教育職員の退職手当に関する条例(以下「教育職員退職手当条例」という。))第1条に規定する教育職員をいう。以下同じ。)で当該退職教育職員が退職の際従事していた本市の事務を雇用保険法第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば改正前の雇用保険法第6条第1号に該当するものについて第2条の規定による改正後の教育職員退職手当条例(以下「改正後の教育職員退職手当条例」という。))第10条第5項又は第6項の勤続期間を計算する場合における教育職員退職手当条例第7条の規定の適用については、同条第1項中「在職期間」とあるのは「在職期間(雇用保険法等の一部を改正する法律(平成28年法律第17号)の施行の日(以下「雇用保険法改正法施行日」という。))前の在職期間を有する者にあつては、雇用保険法改正法施行日以後の教育職員としての引き続いた在職期間)」と、同条第2項中「月数」とあるのは「月数(雇用保険法改正法施行日前の在職期間を有する者にあつては、雇用保険法改正法施行日の属する月から退職した日の属する月までの月数(退職した日が雇用保険法改正法施行日前である場合にあつては、0))」とする。

7 改正後の教育職員退職手当条例第10条第11項(第6号に係る部分に限り、同条第15項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定は、退職教育職員で求職活動に伴い施行日以後に同号に規定する行為(当該行為に関し、第2条の規定による改正前の教育職員退職手当条例(以下「改正前の教育職員退職手当条例」という。))第10条第11項の規定により広域求職活動費に相当する退職手当が支給されている場合における当該行為を除く。)をしたもの(施行日前1年以内に改正前の教育職員退職手当条例第10条第5項又は第6項の規

定による退職手当の支給を受けることができる者となった者で施行日以後に改正後の教育職員退職手当条例第10条第5項から第8項までの規定による退職手当の支給を受けることができる者となっていないものを除く。)について適用し、退職教育職員で施行日前に公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をしたものに対する広域求職活動費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

8 改正後の教育職員退職手当条例第10条第15項において読み替えて準用する同条第11項(第4号に係る部分に限る。)の規定は、退職教育職員で施行日以後に職業に就いたものについて適用し、退職教育職員で施行日前に職業に就いたものに対する改正前の雇用保険法の規定による就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

9 施行日前に改正前の教育職員退職手当条例第10条第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となった者(施行日以後に改正後の教育職員退職手当条例第10条第5項から第8項までの規定による退職手当の支給を受けることができる者となった者を除く。)に対する雇用保険法の規定による移転費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

(説 明)

雇用保険法等の一部を改正する法律(平成28年法律第17号)の制定に伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 1 2 7 号

尼崎市立幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
る条例について

尼崎市立幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を
次のように制定する。

平成 2 8 年 1 2 月 6 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市立幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部を改正す
る条例

尼崎市立幼稚園の設置及び管理に関する条例（昭和 3 9 年尼崎市条例
第 2 6 号）の一部を次のように改正する。

別表尼崎市立園和幼稚園の項を削る。

付 則

この条例は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

（説 明）

園和幼稚園を廃止するため、条例改正が必要であることから、本案
を提出する。

議案第 1 2 8 号

尼崎市立健康の家の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について

尼崎市立健康の家の設置及び管理に関する条例を廃止する条例を次のように制定する。

平成 2 8 年 1 2 月 6 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市立健康の家の設置及び管理に関する条例を廃止する条例

尼崎市立健康の家の設置及び管理に関する条例（昭和 4 9 年尼崎市条例第 6 2 号）は、廃止する。

付 則

この条例は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

（ 説 明 ）

尼崎市立健康の家を廃止するため、条例を廃止する必要があることから、本案を提出する。

議案第 1 2 9 号

尼崎市立地区会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正
する条例について

尼崎市立地区会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
を次のように制定する。

平成 2 8 年 1 2 月 6 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市立地区会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正
する条例

尼崎市立地区会館の設置及び管理に関する条例（昭和 4 9 年尼崎市条
例第 3 0 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の表尼崎市立武庫地区会館の項中「尼崎市常吉 1 丁目 2 番 8
号」を「尼崎市武庫の里 1 丁目 1 3 番 2 9 号」に改める。

第 1 3 条を第 1 6 条とし、第 7 条から第 1 2 条までを 3 条ずつ繰り下
げる。

第 6 条中「設備その他の物件（以下「 」及び「 」という。）」を削り、
同条を第 9 条とする。

第 5 条第 1 項中「前条の許可（以下「 」及び「 」という。）」を削り、
同条を第 6 条とし、同条の次に次の 2 条を加える。

（禁止行為）

第 7 条 会館においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 利用許可を受けた利用人数を超えて利用すること。
- (2) 会館の施設若しくは付属設備を汚損し、毀損し、若しくは滅失させ、又はこれらのおそれがある行為
- (3) その他規則で定める行為

（利用許可の取消し等）

第 8 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可を取り
消し、又は利用許可の条件を変更することができる。

- (1) 利用者が偽りその他不正の手段により利用許可を受けたとき。
- (2) 利用者が利用許可の条件に違反したとき。

(3) この条例若しくはこの条例に基づく規則の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反する行為があったとき。

(4) その他市長が会館の管理上支障があると認めるとき。

2 本市は、前項の規定による利用許可の取消し又は利用許可の条件の変更を受けた者が、これらによって損害を受けても、その損害について賠償等の責任を負わない。

第4条の見出しを「（利用の許可等）」に改め、同条に次の1項を加える。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前項の許可（以下「利用許可」という。）をしないことができる。

(1) 営利を目的として利用するおそれがあるとき。

(2) 公の秩序、善良の風俗その他公益を害するおそれがあるとき。

(3) 会館の施設又は設備その他の物件（以下「付属設備」という。）を汚損し、毀損し、又は滅失させるおそれがあるとき。

(4) その他会館の管理上支障があるとき。

第4条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

（利用時間等）

第4条 会館の利用時間及び休館日は、規則で定める。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、利用時間若しくは休館日を変更し、又は臨時に会館の全部若しくは一部の供用を停止することができる。

付則第2項中「第8条及び第9条」を「第11条及び第12条」に改め、付則第4項中「第10条」を「第13条」に改める。

別表を次のように改める。

別表

区 分		使 用 料		
		午前9時から 午後0時まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで
尼崎市立武庫 地区会館	ホ ー ル	12,900 円	17,100 円	25,800 円
	大 会 議 室	3,100 円	4,200 円	6,200 円

	小 会 議 室	1,500 円	2,100 円	3,100 円	
	大 広 間	大広間 1 及び大広 間 2 の使 用	2,000 円	2,700 円	4,100 円
		大広間 1 の使用	1,200 円	1,600 円	2,400 円
		大広間 2 の使用	800 円	1,100 円	1,700 円
	和 室	800 円	1,100 円	1,700 円	
	教 室 1	1,000 円	1,400 円	2,000 円	
	教 室 2	800 円	1,200 円	1,700 円	
	料 理 教 室	1,800 円	2,500 円	3,700 円	
	音 楽 室	3,100 円	4,200 円	6,300 円	
尼崎市立小田 地区会館	ホ ー ル	8,300 円	10,900 円	16,600 円	
	大 会 議 室	全面使用	2,500 円	3,400 円	5,000 円
		2 分 の 1 面使用	1,300 円	1,700 円	2,500 円
	小 会 議 室	1,200 円	1,600 円	2,400 円	
	大 広 間	4,100 円	5,400 円	8,200 円	
	和 室	1,200 円	1,600 円	2,400 円	
	教 室	800 円	1,100 円	1,600 円	
	料 理 教 室	1,200 円	1,600 円	2,400 円	
尼崎市立園田 地区会館	ホ ー ル	9,000 円	11,900 円	18,000 円	
	大 会 議 室	全面使用	2,500 円	3,400 円	5,000 円
		2 分 の 1 面使用	1,300 円	1,700 円	2,500 円

	室				
	小	会 議 室	1,200 円	1,600 円	2,400 円
	大	全面使用	4,100 円	5,400 円	8,200 円
	広	2 分の 1	2,100 円	2,700 円	4,100 円
	間	面使用			
	茶	室	1,000 円	1,200 円	1,900 円
	教	室	800 円	1,100 円	1,600 円
尼崎市立大庄 地区会館	ホ	ー ル	9,000 円	11,900 円	18,000 円
	大	全面使用	2,500 円	3,400 円	5,000 円
	会	2 分の 1	1,300 円	1,700 円	2,500 円
	議	面使用			
	室				
	小	会 議 室	1,200 円	1,600 円	2,400 円
	大	全面使用	4,100 円	5,400 円	8,200 円
広	3 分の 1	1,400 円	1,800 円	2,800 円	
間	面使用				
	茶	室	1,000 円	1,200 円	1,900 円
	教	室	800 円	1,100 円	1,600 円
尼崎市立立花 地区会館	ホ	ー ル	9,000 円	11,900 円	18,000 円
	大	全面使用	2,500 円	3,400 円	5,000 円
	会	3 分の 1	900 円	1,200 円	1,700 円
	議	面使用			
	室				
	小	会 議 室	1,200 円	1,600 円	2,400 円
	大	全面使用	4,100 円	5,400 円	8,200 円
広	2 分の 1	2,100 円	2,700 円	4,100 円	
間	面使用				
	茶	室	1,000 円	1,200 円	1,900 円

	教室	800 円	1,100 円	1,600 円	
	料理教室	1,200 円	1,600 円	2,400 円	
尼崎市立中央 地区会館	ホール	9,000 円	11,900 円	18,000 円	
	大会議室	全面使用	2,500 円	3,400 円	5,000 円
		3分の1 面使用	900 円	1,200 円	1,700 円
	小会議室	1,200 円	1,600 円	2,400 円	
	大広間	全面使用	4,100 円	5,400 円	8,200 円
		2分の1 面使用	2,100 円	2,700 円	4,100 円
	茶室	1,000 円	1,200 円	1,900 円	
	教室	800 円	1,100 円	1,600 円	
	料理教室	1,200 円	1,600 円	2,400 円	
	<p>摘要 本市内に住所を有しない者（本市内に存する学校等に通学し、又は本市内に勤務場所を有する者を除く。）（法人その他の団体にあつては、本市内に事務所又は事業所を有しないもの）が利用する場合の使用料の額は、利用許可を受けた利用時間及びこれに係るこの表の右欄に掲げる額で算定された額に100分の150を乗じて得た額とする。</p>				

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、別表の改正規定及び次項の規定は、同年1月5日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の尼崎市立地区会館の設置及び管理に関する条例別表尼崎市立武庫地区会館の項の規定は、この条例の施行の日以後の尼崎市立武庫地区会館（以下「武庫地区会館」という。）の利用に係る使用料について適用し、同日前の武庫地区会館の利用に係る使

用料については、なお従前の例による。

(説 明)

尼崎市立武庫地区会館の位置及び使用料等を改めるため、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 1 3 0 号

尼崎市役所支所設置条例の一部を改正する条例について

尼崎市役所支所設置条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 2 8 年 1 2 月 6 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市役所支所設置条例の一部を改正する条例

第 1 条 尼崎市役所支所設置条例（平成 1 7 年尼崎市条例第 5 1 号）の一部を次のように改正する。

本則の表中

「

武庫支所	尼崎市武庫元町 1 丁目 3 3 番 9 号
------	------------------------

」

「

武庫支所 本館	尼崎市武庫の里 1 丁目 1 3 番 2 9 号
武庫支所 分館	尼崎市武庫元町 1 丁目 3 3 番 9 号

」

を

に改める。

第 2 条 尼崎市役所支所設置条例の一部を次のように改正する。

本則の表中

「

武庫支所 本館	尼崎市武庫の里 1 丁目 1 3 番 2 9 号
武庫支所 分館	尼崎市武庫元町 1

「

武庫支所	尼崎市武庫の里 1 丁目 1 3 番 2 9 号
------	--------------------------

を

に改める。

	丁目 3 3
	番 9 号

付 則

この条例は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、規則で定める日から施行する。

(説 明)

武庫支所の名称及び位置を改めるため、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

その他

議案第 1 3 1 号

工事請負契約について

本庁舎（南館・議会棟）耐震補強等工事請負契約を次のとおり締結するため、議決を求める。

平成 2 8 年 1 2 月 6 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的 | 本庁舎（南館・議会棟）耐震補強等工事請負のため |
| 2 | 契約の内容 | 工事場所 尼崎市東七松町 1 丁目 2 3 番 1 号ほか
工事概要 南館・議会棟耐震補強等工事 |
| 3 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 4 | 契約の金額 | 3 0 4 , 9 9 2 , 0 0 0 円 |
| 5 | 契約の相手方 | 尼崎市大庄西町 1 丁目 6 番 2 3 号
大松建設株式会社
代表取締役 松 本 康 利 |

（説 明）

本庁舎（南館・議会棟）耐震補強等工事を施行するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、本案を提出する。

(参 考)

工事概要

種 別	内 容
建 築	<p>南館耐震補強工事 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上2階地下2階 延べ面積 7,470平方メートル 主な工法 鉄骨ブレース</p> <p>議会棟耐震補強工事 鉄筋コンクリート造 地上3階地下1階 延べ面積 2,938平方メートル 主な工法 プレキャストブロック壁</p> <p>中館 議会棟渡り廊下耐震補強工事 鉄骨造 地上2階地下1階 延べ面積 293平方メートル 主な工法 鉄骨補強</p> <p>北館3階改修工事 仮設駐輪場工事</p>

議案第 1 3 2 号

指定管理者の指定について

尼崎市立社会体育施設の指定管理者を次のとおり指定するため、議決を求める。

平成 2 8 年 1 2 月 6 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

1 施設の名称及び位置

- | | |
|---------------|------------------------|
| (1) 尼崎市立屋内プール | 尼崎市西御園町 9 3 番地の 2 |
| (2) 尼崎市立中央体育館 | 尼崎市西御園町 9 3 番地の 2 |
| (3) 尼崎市立小田体育館 | 尼崎市潮江 1 丁目 1 5 番 3 号 |
| (4) 尼崎市立大庄体育館 | 尼崎市菜切山町 2 0 番地 |
| (5) 尼崎市立立花体育館 | 尼崎市三反田町 1 丁目 1 番 1 号 |
| (6) 尼崎市立武庫体育館 | 尼崎市武庫之荘 8 丁目 1 7 番 5 号 |
| (7) 尼崎市立園田体育館 | 尼崎市食満 2 丁目 1 番 1 号 |

2 指定管理者 尼崎市西長洲町 1 丁目 4 番 1 号

公益財団法人尼崎市スポ - ツ振興事業団

理事長 山 田 武 男

3 指定期間 平成 2 9 年 4 月 1 日から平成 3 4 年 3 月 3 1 日まで

(説 明)

尼崎市立社会体育施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、本案を提出する。

議案第 1 3 3 号

建物の譲与について

建物を次のとおり譲与するため、議決を求める。

平成 2 8 年 1 2 月 6 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

1 譲与の目的 医療法人晴風園が運営する今井病院の院内保育施設として使用するため

2 譲与する建物

所 在	家屋番号	種類	構 造	床面積 (㎡)
兵庫県川辺郡 猪名川町北田 原字屏風岳 1 7 番地	1 7 番	保養所	鉄筋コンク リート造鉄 筋コンクリ ート葺・地 下 1 階付 2 階建	1 階 3 1 5 . 3 5 2 階 3 2 0 . 6 5 地下 1 階 7 6 . 6 0

3 譲与の相手方 兵庫県川辺郡猪名川町北田原字屏風岳 3 番地
医療法人晴風園
理事長 植 松 正 保

(説 明)

地方自治法第 9 6 条第 1 項第 6 号の規定により、本案を提出する。

議案第 1 3 4 号

指定管理者の指定について

尼崎市立すこやかプラザの指定管理者を次のとおり指定するため、議決を求める。

平成 2 8 年 1 2 月 6 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 施設の名称 | 尼崎市立すこやかプラザ |
| 2 | 施設の位置 | 尼崎市七松町 1 丁目 3 番 1 - 5 0 2 号 |
| 3 | 指定管理者 | 尼崎市南武庫之荘 1 丁目 1 8 番 1 1 - 1 0 2 号
特定非営利活動法人子どものみらい尼崎
理事長 濱 田 格 子 |
| 4 | 指定期間 | 平成 2 9 年 4 月 1 日から平成 3 4 年 3 月 3 1 日まで |

(説 明)

尼崎市立すこやかプラザの指定管理者を指定するため、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、本案を提出する。

議案第 1 3 5 号

指定管理者の指定について

尼崎市立美方高原自然の家の指定管理者を次のとおり指定するため、議決を求める。

平成 2 8 年 1 2 月 6 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 施設の名称 | 尼崎市立美方高原自然の家 |
| 2 | 施設の位置 | 兵庫県美方郡香美町小代区新屋 1 4 3 2 番地の 3 5 |
| 3 | 指定管理者 | 東京都新宿区白銀町 2 番 1 2 号
公益財団法人日本アウトワード・バウンド協会
理事長 稲 澤 宏 一 |
| 4 | 指定期間 | 平成 2 9 年 4 月 1 日から平成 3 4 年 3 月 3 1 日まで |

(説 明)

尼崎市立美方高原自然の家の指定管理者を指定するため、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、本案を提出する。

議案第136号

指定管理者の指定について

尼崎市立地区会館の一部の指定管理者を次のとおり指定するため、議決を求める。

平成28年12月6日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

1 施設の名称及び位置

- (1) 尼崎市立中央地区会館 尼崎市西御園町93番地の2
- (2) 尼崎市立小田地区会館 尼崎市長洲本通1丁目15番38号
- (3) 尼崎市立立花地区会館 尼崎市大西町1丁目14番5号
- (4) 尼崎市立武庫地区会館 尼崎市武庫の里1丁目13番29号
- (5) 尼崎市立園田地区会館 尼崎市東園田町4丁目12番地の4

2 指定管理者

- (1) 尼崎市立中央地区会館 尼崎市西長洲町1丁目4番1号
公益財団法人尼崎市スポーツ振興事業団
理事長 山 田 武 男
- (2) 尼崎市立小田地区会館 尼崎市長洲西通2丁目8番30号
尼崎都市美化推進企業組合
代表理事 三 嶋 俊 一
- (3) 尼崎市立立花地区会館 尼崎市南塚口町4丁目1番44号
尼崎中高年事業株式会社
代表取締役 村 山 保 夫
- (4) 尼崎市立武庫地区会館 東京都港区芝公園2丁目4番1号
三菱電機ライフサービス株式会社
代表取締役 倉 田 伸 彦
- (5) 尼崎市立園田地区会館 尼崎市南塚口町4丁目1番44号
尼崎中高年事業株式会社
代表取締役 村 山 保 夫

- 3 指定期間 平成29年4月1日から平成31年3月31日まで

(説 明)

尼崎市立地区会館の一部の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案を提出する。

議案第 1 3 7 号

指定管理者の指定について

尼崎市立大庄地区会館の指定管理者を次のとおり指定するため、議決を求める。

平成 2 8 年 1 2 月 6 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 施設の名称 | 尼崎市立大庄地区会館 |
| 2 | 施設の位置 | 尼崎市菜切山町 1 6 番地の 1 |
| 3 | 指定管理者 | 尼崎市大庄西町 3 丁目 1 7 番 1 1 号
大庄地区婦人連絡協議会
会長 荒 木 伸 子 |
| 4 | 指定期間 | 平成 2 9 年 4 月 1 日から平成 3 1 年 3 月 3 1 日まで |

(説 明)

尼崎市立大庄地区会館の指定管理者を指定するため、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、本案を提出する。

議案第138号

訴えの提起について

不当利得返還請求事件について、次のとおり訴えを提起するため、議決を求める。

平成28年12月6日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

1 事 件 名 不当利得返還請求事件

2 裁 判 所 神戸地方裁判所尼崎支部

3 当 事 者 原 告

尼崎市東七松町1丁目23番1号

尼 崎 市

代表者 尼崎市長 稲 村 和 美

被 告

[Redacted]

[Redacted]

4 事件の概要

原告本市は、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第9条の2第1項の規定による届出を行った施術所の開設者であった被告が、虚偽の施術により尼崎市国民健康保険に係る療養費、尼崎市福祉医療費の助成に関する条例（平成17年尼崎市条例第27号）に基づく助成金及び生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく医療扶助費（以下「療養費等」という。）を不正に受給していたものとして、被告に対し、当該療養費等に相当する金額の不当利得の返還及びその利息の支払を所定の期限内に行うように求めたが、被告はこれに応じないので、当該不当利得の返還及び当該利息の支払の判決を求めるもの

5 訴訟方法等

控訴、上告、和解、調停その他本件処理に関する

事項は、市長に一任する。

(説明)

地方自治法第96条第1項第12号の規定により、本案を提出する。

議案第 1 3 9 号

市道路線の認定、変更及び廃止について

市道路線を次のとおり認定、変更及び廃止するため、議決を求める。

平成 2 8 年 1 2 月 6 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

1 認定しようとする路線

路 線 名	起 点
	終 点
市 道 第 8 5 8 号 線	常光寺 2 丁目 9 - 2 6
	常光寺 2 丁目 9 - 2 6
市 道 第 8 5 9 号 線	常光寺 2 丁目 9 - 2 6
	常光寺 2 丁目 9 - 2 5

2 変更しようとする路線

路 線 名	旧 新 別	起 点
		終 点
森 1 5 号 南 線	旧	南塚口町 3 丁目 2 1
		南塚口町 3 丁目 3 1 - 3
	新	南塚口町 3 丁目 2 1
		南塚口町 3 丁目 6 8 6 - 7
省線以南第 6 0 号線	旧	長洲西通 1 丁目 7 1
		常光寺 1 丁目 7 7 - 8
	新	長洲西通 1 丁目 1 1 8 - 3
		常光寺 1 丁目 7 7 - 8
久 々 知 長 洲 線	旧	久々知 2 丁目 2 7 3
		長洲西通 1 丁目 6 1
	新	久々知 2 丁目 2 7 3
		長洲本通 2 丁目 5 5

3 廃止しようとする路線

路 線 名	廃 止 区 間
省線以南第29号線	長洲西通1丁目61
	長洲本通3丁目13-2

(説 明)

開発事業の帰属に伴う路線

- ・ 認 定 路 線 : 市道第858号線
市道第859号線

道路用地の寄付採納に伴う路線

- ・ 変 更 路 線 : 森15号南線

整備事業の完了に伴う路線

- ・ 変 更 路 線 : 省線以南第60号線
久々知長洲線
- ・ 廃 止 路 線 : 省線以南第29号線

以上の路線を認定、変更及び廃止するため、道路法第8条第2項(同法第10条第3項の規定において準用する場合を含む。)の規定により、本案を提出する。

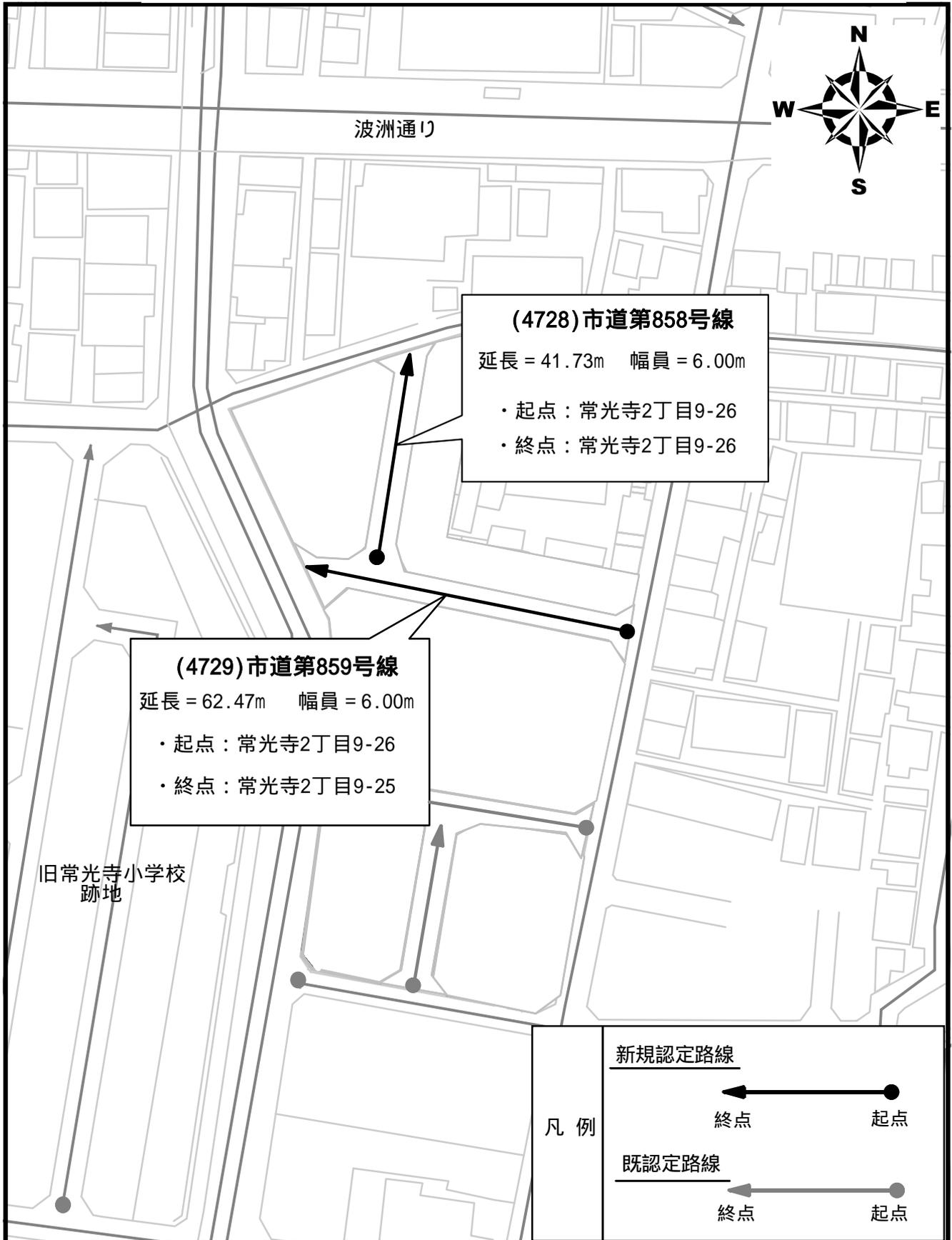
(参 考)

市道路線の認定図(別紙1)

市道路線の変更図等(別紙2、別紙3、別紙3-2、別紙4)

市道路線の廃止図(別紙5)

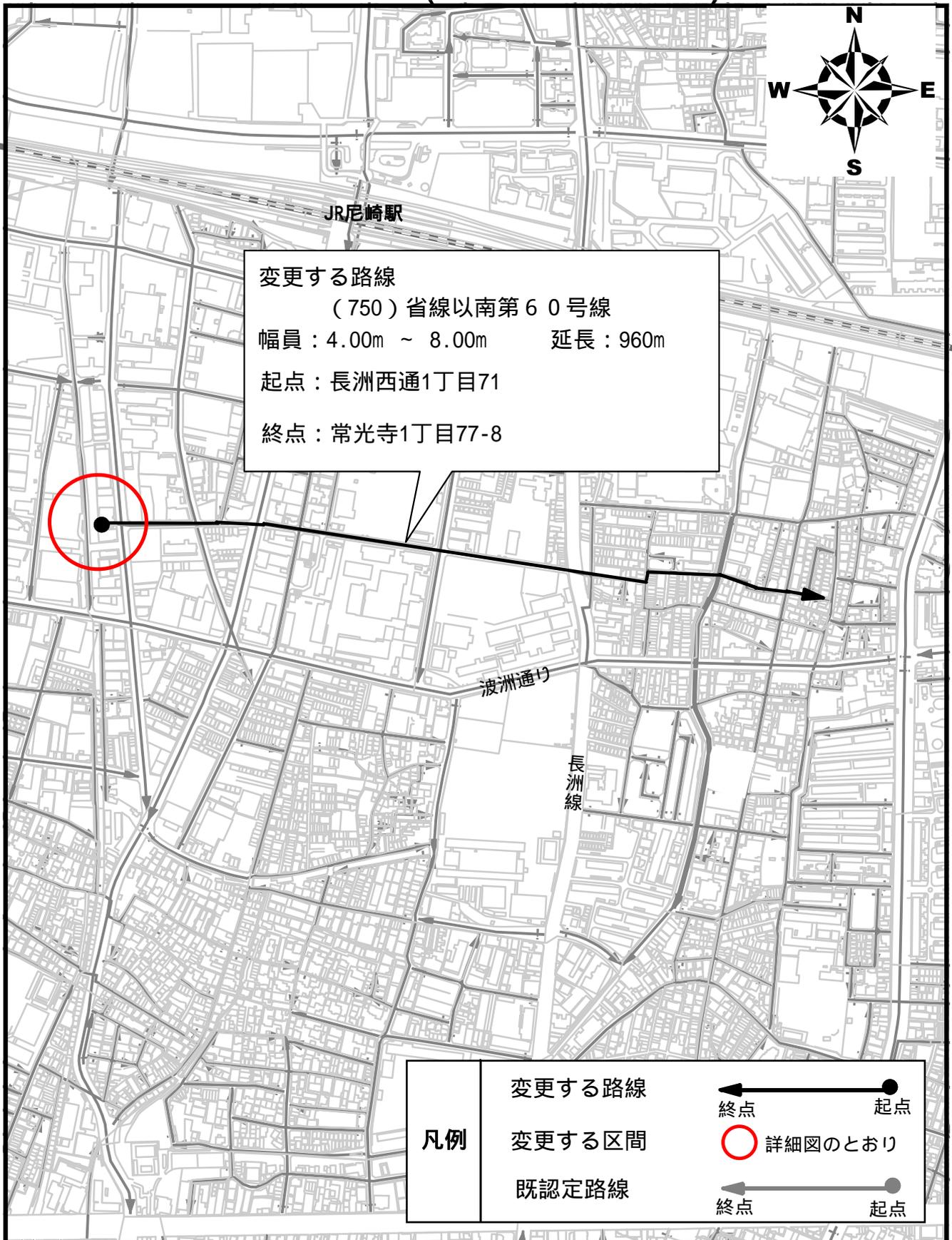
市道路線の認定図 (S=1/1000)



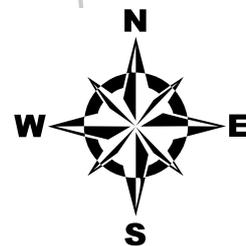
市道路線の変更図 (S=1/1500)



市道路線の変更図 (S=1/7000)



詳細図 (S=1/1000)



(延長する区間)

幅員 = 8.00m 延長 = 23.9m

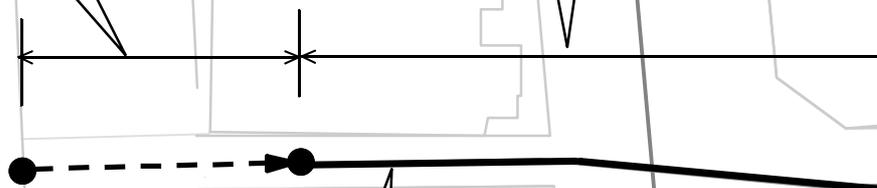
- ・ 起点 : 長洲西通1丁目118-3
- ・ 終点 : 長洲西通1丁目72

(既認定区間)

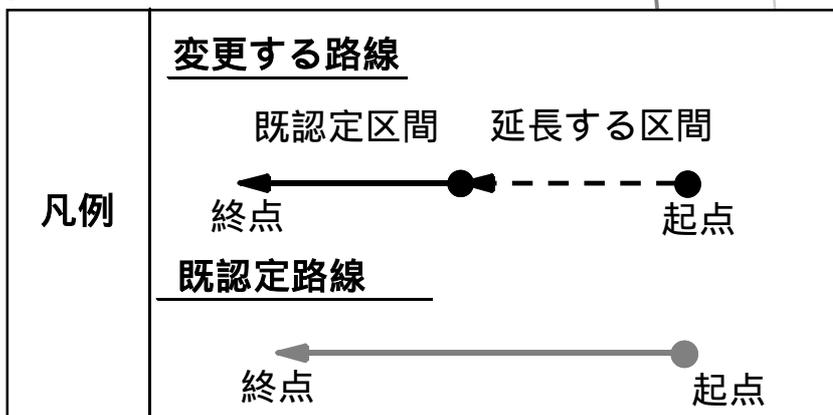
幅員 = 4.00 ~ 8.00m

延長 = 960.0m

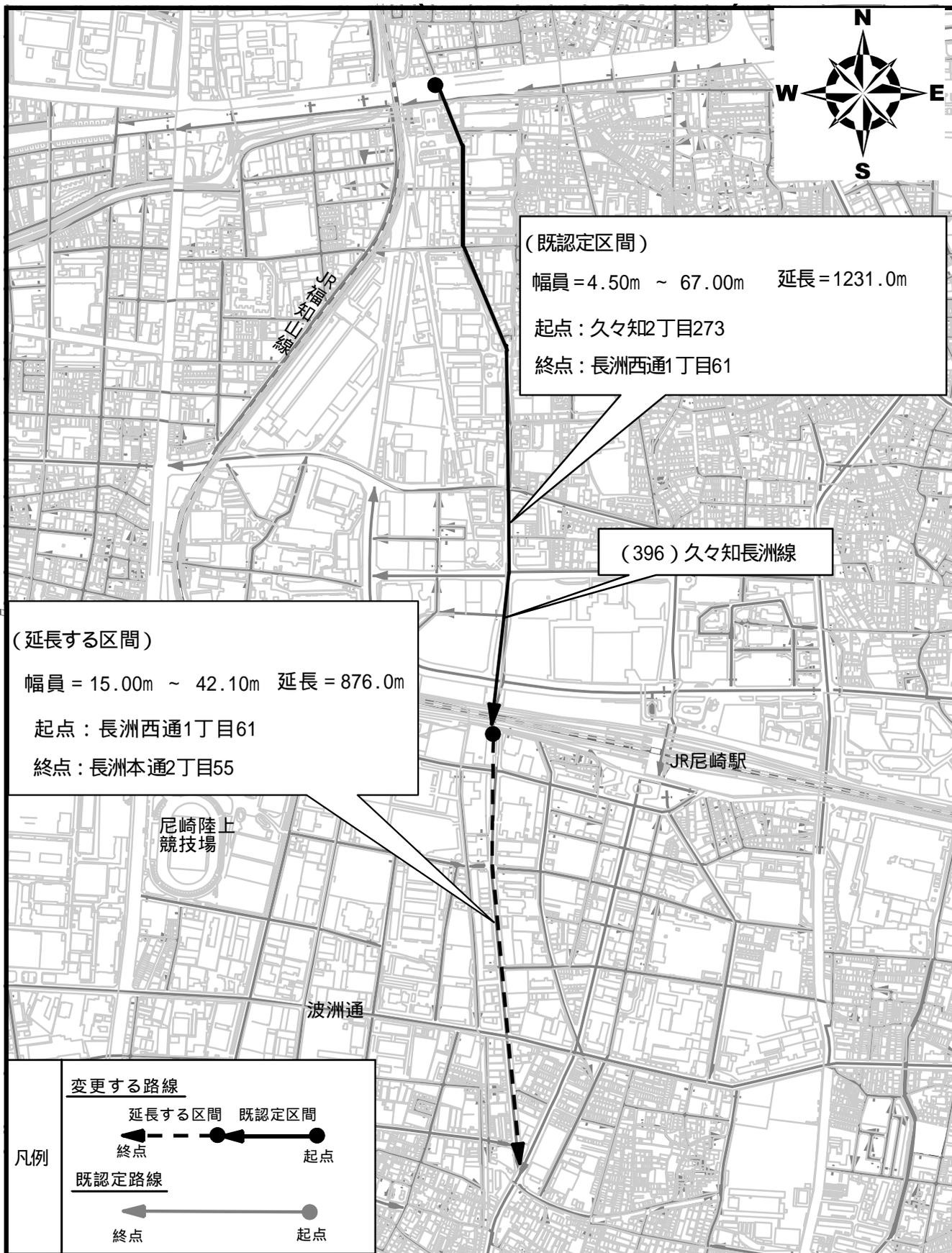
- ・ 起点 : 長洲西通1丁目71
- ・ 終点 : 常光寺1丁目77 - 8



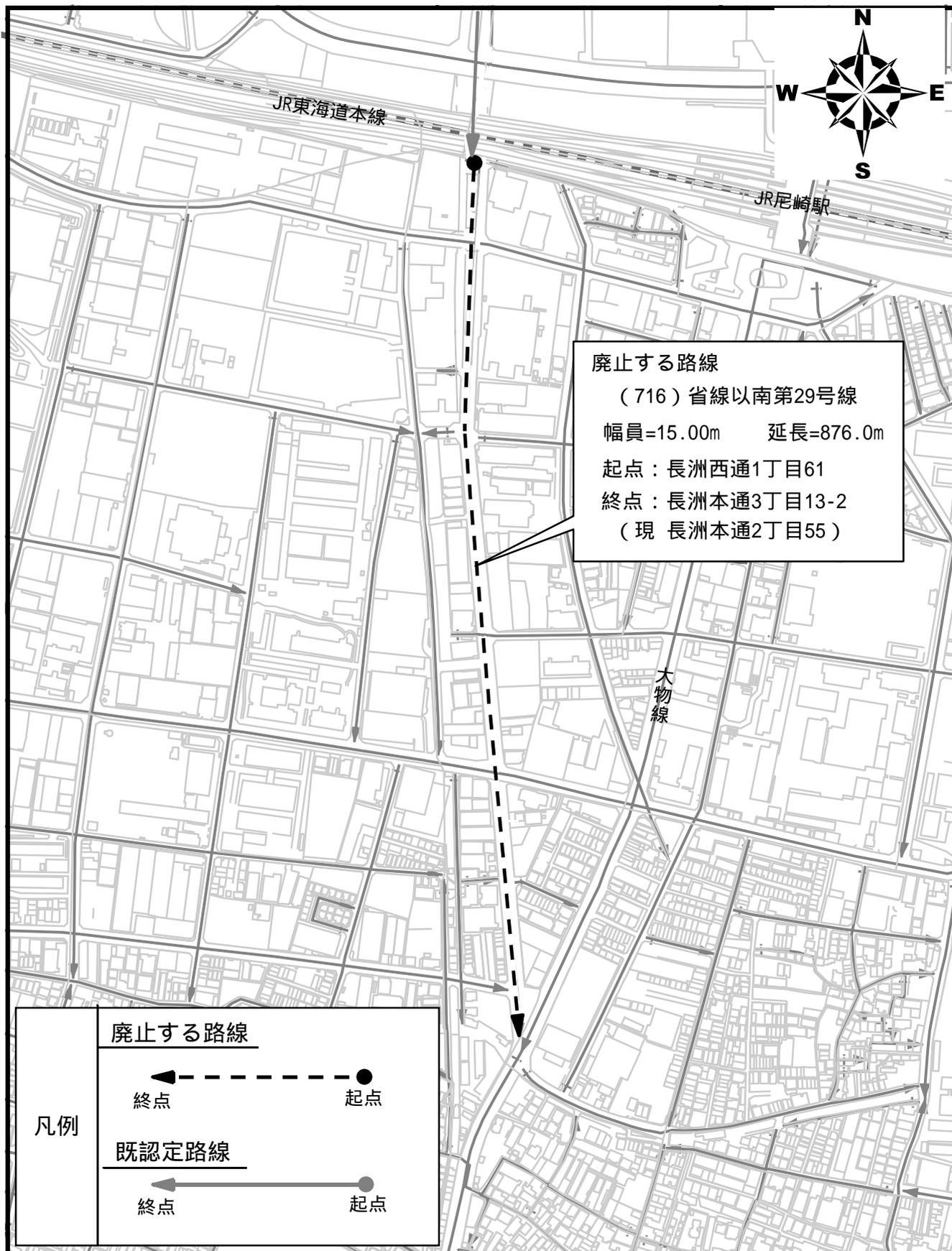
(750) 省線以南第60号線



市道路線の変更図 (S=1/10000)



市道路線の廃止図 (S=1/5000)



議案第 140 号

指定管理者の指定について

記念公園の指定管理者を次のとおり指定するため、議決を求める。

平成 28 年 12 月 6 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 施設の名称 | 記念公園 |
| 2 | 施設の位置 | 尼崎市西長洲町 1 丁目 |
| 3 | 指定管理者 | 尼崎市西長洲町 1 丁目 4 番 1 号
公益財団法人尼崎市スポーツ振興事業団
理事長 山 田 武 男 |
| 4 | 指定期間 | 平成 29 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まで |

(説 明)

記念公園の指定管理者を指定するため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、本案を提出する。

議案第 1 4 1 号

指定管理者の指定について

橘公園、小田南公園、西向島公園及び猪名川公園並びに尼崎市立魚つり公園（軟式野球場及び多目的運動広場に限る。）の指定管理者を次のとおり指定するため、議決を求める。

平成 2 8 年 1 2 月 6 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

1 施設の名称及び位置

- (1) 橘 公 園 尼崎市東七松町 1 丁目
- (2) 小田南公園 尼崎市杭瀬南新町 3 丁目
- (3) 西向島公園 尼崎市西向島町
- (4) 猪名川公園 尼崎市椎堂 1 丁目及び豊中市利倉西 1 丁目
- (5) 魚つり公園（軟式野球場及び多目的運動広場に限る。） 尼崎市平左衛門町

2 指定管理者 大阪市西区江戸堀 1 丁目 8 番 1 4 号

パークマネジメント尼崎

代表者 株式会社日比谷アメニス大阪支店

支店長 藤 原 圭 介

3 指定期間 平成 2 9 年 4 月 1 日から平成 3 4 年 3 月 3 1 日まで

（ 説 明 ）

橘公園、小田南公園、西向島公園及び猪名川公園並びに尼崎市立魚つり公園（軟式野球場及び多目的運動広場に限る。）の指定管理者を指定するため、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、本案を提出する。

